

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例案について

第1 内容

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の350（現行100分の345）に改正するものである。

第2 施行期日

この条例は、公布の日（一部令和8年4月1日）から施行するものとする。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案

右 提出する。

令和七年十二月三日

提出者 倉本 崇弘

田中 智也
藤根 正典

杉本 熊野
野口 正
青木 謙順
津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年
三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

	改 正 後		改 正 前	
	第九条 (略)	第九条 (略)	第九条 (略)	第九条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあっては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十二・ 五、十二月に支給する場合においては百分 の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職 に属する職員の期末手当の支給の例によ り一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあっては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十二・ 五、十二月に支給する場合においては百分 の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職 に属する職員の期末手当の支給の例によ り一定の割合を乗じて得た額とする。	3 (略)	3 (略)
第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ うに改正する。	第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ うに改正する。	第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ うに改正する。	第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ うに改正する。	第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

第九条 (略)	改 正 後	改 正 前
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日

現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 (略)

附 則 (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和七年十二月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和七年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その16)																							
区分	件名	概要																					
◎予算 総務部 (1件)	【議案第 200 号】令和7年度三重県一般会計補正予算(第7号) (県議会議員の期末手当の改定に伴い、期末手当を増額するための補正予算。補正額 約3百万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予</td><td>算</td><td>1 件</td> </tr> <tr> <td>条</td><td>案</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>その他の議案</td><td>定</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>認</td><td>告</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>報</td><td>出</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>提</td><td></td><td>件</td> </tr> <tr> <td></td><td>計</td><td>1 件</td> </tr> </table> <p>議案1件</p>	予	算	1 件	条	案	件	その他の議案	定	件	認	告	件	報	出	件	提		件		計	1 件
予	算	1 件																					
条	案	件																					
その他の議案	定	件																					
認	告	件																					
報	出	件																					
提		件																					
	計	1 件																					

資料3

令和7年定例会 11月定例月会議 議案聴取会日程(案)

1 開催年月日 令和7年12月3日(水)

本会議休憩中

2 場 所 全員協議会室

3 聽 取 順

(1) 議提議案

(2) 知事提出議案

所管名	議案	備考
総務部	○	
企業庁	○	
病院事業庁	○	
議会事務局	○	
医療保健部	○	
子ども・福祉部	○	
環境生活部	○	
農林水産部	○	
県土整備部	○	
地域連携・交通部	○	
雇用経済部	○	
教育委員会	○	

※議案第186号「令和7年度三重県一般会計補正予算(第6号)」に係る関係部局の人事費については、総務部から一括して説明

12月3日の議事予定

代表者会議
執行部説明会
議会運営委員会

開 議

諸報告

- ・議提議案の配付について
- ・議案の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について

日程第1 県政に対する質問
〔一般質問〕日程第2 議提議案第6号
〔提案説明〕日程第3 議案第184号から議案第200号まで
〔提案説明〕

(休憩) 議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会

諸報告

- ・人事委員会意見書の配付について

日程第4 議案第184号から議案第200号まで並びに
議提議案第6号
〔質疑、委員会付託〕

休会の件
散 会

予算決算常任委員会政策企画雇用経済観光分科会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
予算決算常任委員会医療保健子ども福祉病院分科会

予算決算常任委員会総務地域連携交通分科会
予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会
予算決算常任委員会教育警察分科会・教育警察常任委員会